1：2，500
Ⅸ－EF 13－1

二本松都市計画　街路　図

計画図（二本松市決定）　3.5.104 若宮野辺線 -1　S=1:2,500

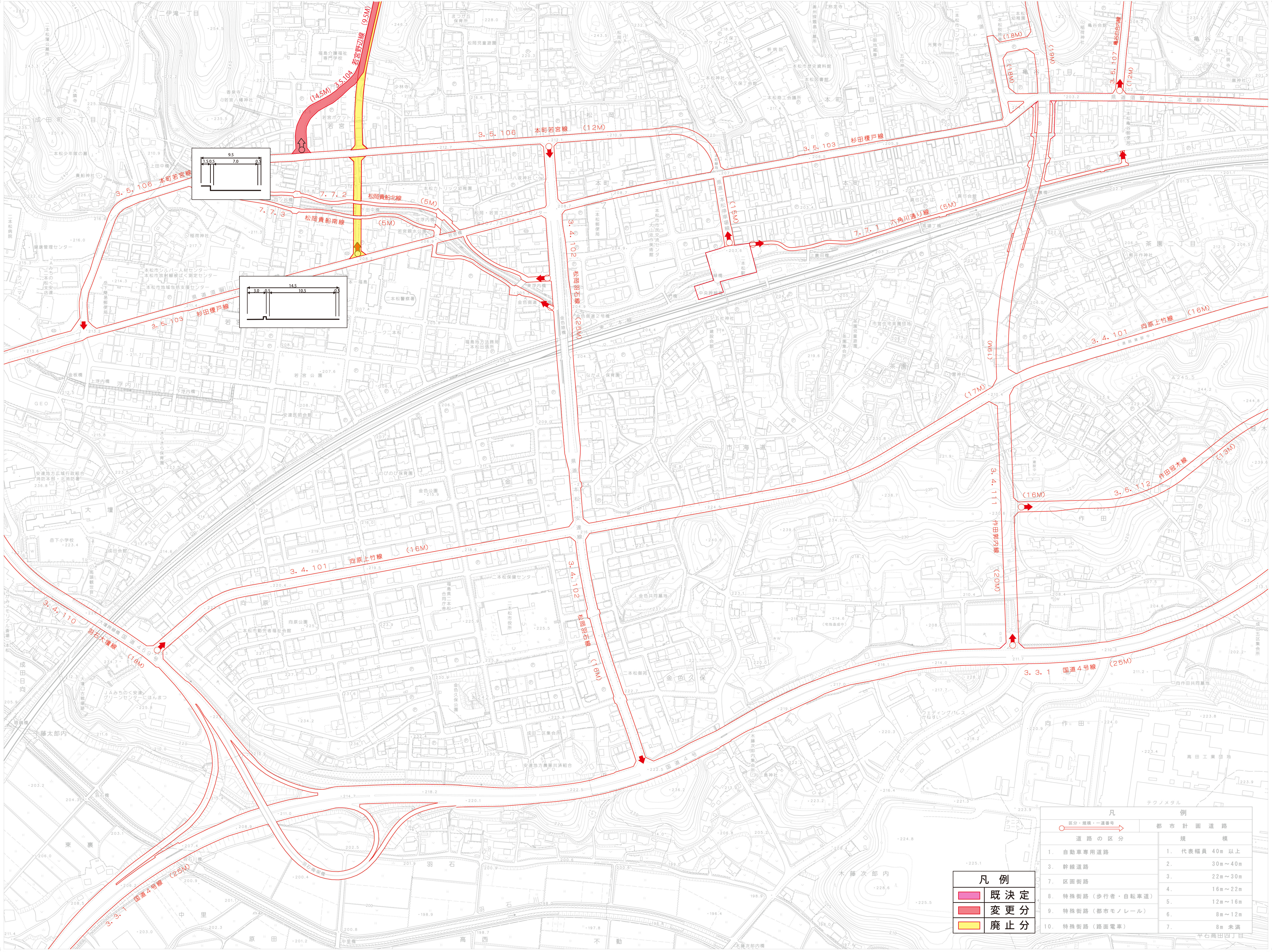
3.5.104 若宮野辺線 (9.5M)
(14.5M)
3. 5. 106 本町若宮線 (12M)
3. 5. 103 杉田榎戸線
7. 7. 2 松岡鶴針北線 (6M)
7. 7. 3 松岡鶴針南線 (5M)
7. 7. 1 六角川通り線 (5M)
3. 4. 102 杉田郭内線 (25M)
3. 4. 101 郭原上竹線 (16M)
3. 4. 110 郭原大壇線 (18M)
3. 4. 111 竹田郭内線 (20M)
3. 5. 112 竹田荒木線 (13M)
3. 3. 1 国道4号線 (25M)
(18M)
(17M)
(16M)
9.5
1.5 0.5 7.0 0.5
14.5
3.0 0.5 10.5

凡　例	
🟪	既決定
🟥	変更分
🟨	廃止分

凡	例
区分・規模・一連番号	都市計画道路
道路の区分	規模
1. 自動車専用道路	1. 代表幅員 40m 以上
3. 幹線道路	2. 30m～40m
7. 区画街路	3. 22m～30m
8. 特殊街路（歩行者・自転車道）	4. 16m～22m
9. 特殊街路（都市モノレール）	5. 12m～16m
10. 特殊街路（路面電車）	6. 8m～12m
	7. 8m 未満

Ⅸ－EF 13－1

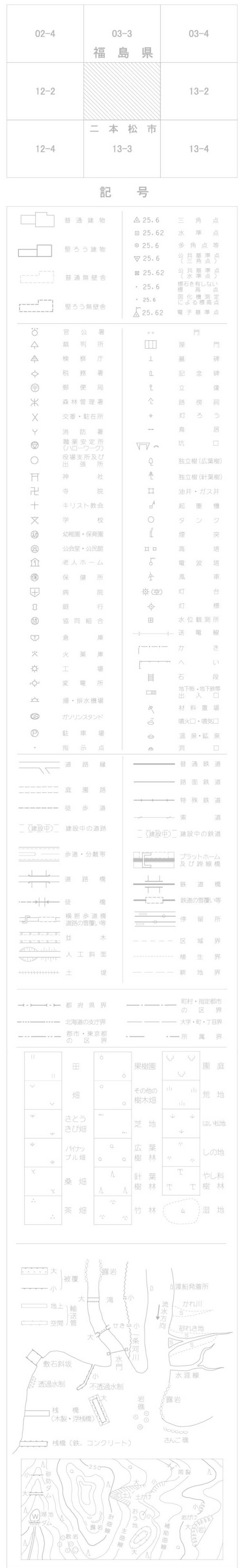
02-4
03-3
03-4
福島県
12-2
13-2
12-4
二本松市
13-3
13-4
記号
普通建物
堅ろう建物
普通無壁舎
堅ろう無壁舎
三角点
水準点
多角点等
公共基準点（三角点）
公共基準点（水準点）
標石を有しない標高点
図化機測定による標高点
電子基準点

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅸ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は１０秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

Ⅸ－EF 13－1

福島県二本松市
朝日航洋株式会社調製

平成２５年測量
1．平成２４年１１・１２月撮影空中写真
2．平成２４年１２月現地調査

1：2，500
0 50 100 200 300 400 500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平２４東公第３５８号